

議会改革に関する検討調査部会（第8回） 記録

日 時	平成22年3月29日（月） 午後2時04分～午後4時16分	
場 所	杉並区役所中棟4階 第2委員会室	
出席委員 （9名）	部 会 長 河野 庄次郎 委 員 けしば 誠一 委 員 中村 康弘 委 員 原田 あきら 委 員 斉藤 常男	副部長 横山 えみ 委 員 岩田 いくま 委 員 藤本 なおや 委 員 河津 利恵子
欠席委員 （3名）	委 員 安齊 あきら 委 員 小倉 順子	委 員 松浦 芳子
委員外出席	（なし）	
事務局職員	事 務 局 長 伊藤 重夫 議 事 係 長 中島 廣見	事 務 局 次 長 佐野 宗昭 議 事 係 主 査 小坂 英樹
議 題	1 前回記録について 2 行政視察について 3 アンケートの提出時期について	
発言要旨	別紙のとおり	

議会改革に関する検討調査部会（第8回） 発言要旨

発言者	発言内容
部 会 長	開会する。 （午後2時04分） 《第7回記録について》
部 会 長	第7回記録については、配付いたした内容でよろしいか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
部 会 長	それでは、本日以降、公開とする。 《行政視察について》
部 会 長	本日は行政視察についてできれば結論を出していきたい。 資料に基づいて事務局から、説明願う。
事務局次長	<p>まず、資料1「委員会行政視察協議事項一覧」について、委員会の行政視察について左側に現行の取り扱い、右側に協議をしていただきたい事項について、事務局の暫定的な案を記載している。本日は、この協議事項一覧に沿ってご審議を進めていただきたい。</p> <p>まず行政視察の根拠は、地方自治法109条、また会議規則の第60条になる。</p> <p>次に視察決定手続として、現在は委員会閉会後に行っているが、今後は委員会決定とする。</p> <p>時期としては、現在は一斉に10月の第3回定例会終了後に各委員会で視察を行っているところ、一律ではなく、委員会ごとに必要に応じて行う。</p> <p>次に回数としては、現在は、1回2都市2泊3日の行程で行っているが、今後は必要に応じて委員会ごとに0回から複数回、日帰りまたは1泊2日程度の視察とする。</p> <p>人数としては、現在は委員全員で視察を行っているが、今後は委員全員か、あるいは委員全員に限らなくても、それぞれ委員が分担をしながら視察に行く。</p> <p>次に、準備について、例年第2回定例会終了後ぐらいから5カ月程度用意して準備をしている状況であるが、旅行業者等々と連絡をとり合いまして、なるべく短期間で準備を進めていく中で、視察先あるいは旅費の請求については、担当書記が主に担当し、移動や食事、宿泊の手配等については、主に旅行業者に任せる。</p> <p>次に同行者について、現在は所管の部長が1名同行しているが、今後は同行しないか、あるいは現行どおり1名とする。</p> <p>また、随行者についても、現在は事務局職員が2名随行しているが、ゼロ名から2名の範囲とする。</p> <p>最後に視察の日程について、現行2泊3日で行っており、3日目の位置づけとしては、それぞれ各委員の自由視察とし、それぞれがテーマを設定して視察している状況であるが、現在の自由視察のままとするか、3日目も委員会視察として位置付ける、あるいは2日目の日程終了後にそのまま帰京する案を記載している。</p> <p>続いて、資料2「視察先地域別内訳一覧」、資料3「平成20年度行政視察の予算・決算状況について」、資料4「行政視察の旅費について」の3点は、既に昨年11月26日に部会でお配りした資料である。</p>
部 会 長	<p>資料1の協議事項を中心に皆さんからご意見をいただきたい。</p> <p>まず、視察決定手続について、現行は委員会閉会後に委員長から提案があり、委員の意</p>

	<p>向を受けて、行き先を決めていたが、今後は、閉会后ではなく委員会の中で決定し、議事録にも残すことについてご意見を。</p>
A 委員	<p>委員会運営の透明性を高めていくという上で当然と考える。</p>
B 委員	<p>地方自治法や会議規則の規定上はどうか。</p>
事務局次長	<p>会議規則第60条は「委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時・場所・調査事項及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない」としており、委員会で決定することが想定されている。</p>
B 委員	<p>必要とされている手続であるならば、本来踏まなければいけないと思う。</p>
部会長	<p>ほかにご意見がなければ、今後は委員会決定で行うという報告でまとめてよろしいか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
部会長	<p>次に時期について、今まで第3回定例会が終わった後の10月に各常任委員会とも集中して行っていた。他の自治体議会も同じ時期に行っているところが多いようだが、一律ではなく必要に応じてという点についてはいかがか。</p>
C 委員	<p>現行10月に行なっているのは、慣例的にそうなっているということか。例えば現行でも既に一律ではなく必要に応じてという考え方であって、たまたまこの時期が一番視察を組みやすいということが慣例なのであれば、今回協議しても、結局また今と変わらないということはあるかないか。</p>
事務局次長	<p>現行は慣例で、一番この時期が日程調整しやすいということだと考えている。ただ、時期については、回数や人数ともあわせてご協議いただきたい。例えば現在は2泊3日で実施しているが、必要に応じて日帰りや1泊2日でも可とし、また人数についても委員全員でなく、委員会によっては2回、3回に分けて行くことも可能であるということも考えると、必ずしも10月の3定終了後一斉に行かなくても、他の時期もあり得るのでないかという趣旨で提案をさせていただいた。</p>
部会長	<p>今までは6月議会で役職選があって委員会の委員が決まっていた。6月が終わると、7、8は夏休み。9月には定例議会がある。あくのは10月。11月になるとまた定例会がある。その意味では大体10月が、各議員、委員会としても行きやすい時期になっている。ただ、現在は5月に臨時会があるので、6月議会のあと、6月から7月の中旬にかけて行くとか、前よりは多少工夫の余地が現在は広がってきていると思う。その意味では、一律ではなく、必要に応じてということができれば、柔軟に対応できる。</p>
C 委員	<p>現行は、時期に関して一律ではなく、必要に応じて考えるということではないのか。現行と何が変わることになるのか。</p>
事務局次長	<p>考え方からいくと変わる点はない。ただ、C委員から指摘があったように、これまで当区議会の慣例として、大体3定終了後にそれぞれの常任委員会の行政視察を行っており、その意味では、議員も行政視察は10月だという意識でおられるので、時期をとらえた形での委員会視察ができるように発想の転換として事務局から提案させていただいている。したがって結果として、また10月に集中したとしても、それは結果としてそうなったということであって、これまでと同じように10月ありきということではなく、調整の結果10月になったということになる。過程の違いという点が大きい。</p>
A 委員	<p>委員会の視察を委員全員で行くのか、それともばらばらに行くのかということではないか。全員でということであれば、10月になるのはある意味で仕方がない。委員会の視察を</p>

<p>事務局次長</p>	<p>ばらばらで行なっている議会はあるのか。</p> <p>あると思われる。委員会として視察を行う以上、委員全員で行くのが原則となる。ただ、現行では2泊3日という枠があるので、2都市しか行けないが、あるテーマに関して、例えば南と北に参考となる事例があるというケースの場合には、視察する委員会の構成を半分ずつにして、分けて行く視察の仕方もあるのではないかと意味で提案させていただいた。</p>
<p>D 委員</p>	<p>我々が念頭に置かなければならないのは、議会基本条例との関連はどうかという点である。基本条例ができると、委員会決定によって、いろいろな形態が出てくると思う。したがって、必要に応じて柔軟に対応できる規定を設けておいたほうが現実的ではないか。実態は変わらないかもしれないが、基本条例ができてくるといろいろな形態が考えられるので、その点を一考する必要がある。</p>
<p>部会長</p>	<p>回数あるいは人数とも関連してくる。行政視察について柔軟に対応できるような形ということであれば、時期だけでなく回数も人数も一律ではなく必要に応じてということにしておけば、現行制度を制約することにはならないと思う。</p>
<p>E 委員</p>	<p>協議事項として記載されている内容でいいと思う。結局、正副委員長を中心にいろいろ委員会が考えていくことになっていくと思うので。考えた結果、従来のやり方でいいということも当然あり得ると思うが、こうした形で改めて、一律でないということを持共有できれば、そのほうがいいのではないか。</p>
<p>F 委員</p>	<p>委員会の行政視察に対する住民の厳しい目として、結局何のために行っているのか、本当に勉強に行っているのかということがあっていいのではないか。そういう意味では、公費を使って旅行をしているのではないかと批判が杉並の場合相当昔からあったので、それにこたえるためにかなりしっかりと視察目的や課題について、それなりにやってきた経過はあると思う。ただ、さらに今もいろいろな批判がある中で、委員会が視察を行なう目的がはっきりしていることが重要で、その目的に沿った形で、それが2日になったり、あるいは場合によっては日帰りになったりということも当然出てくると思う。この間議会改革のために幾つかの都市を視察して、やはり常に勉強が必要だということや、新たに他都市の経験から学ぶということの重要性を改めて実感したところであるので、目的を明確にすることによって、おのずと回数や人数も決まってくるのではないと思う。</p>
<p>G 委員</p>	<p>特に異論はないが、何を見てくるかという目的が今まではっきりしていなかったという側面はある。委員会によっては、中距離ぐらいの都市を選ぶという視察はなかなか組み合わせにくかったりということもあり、そうした矛盾も抱えながら行っていたので、そのかわり何をどこの都市に見に行くかということ、委員長、副委員長だけではなく、委員全員が意識に置いて議論して情報を出し合うことが重要になってくると思う。少し柔軟性を持たせることとあわせて、責任をきちんととれる形を意識しながらということで、異論はない。</p>
<p>D 委員</p>	<p>実態として、正副委員長は、必ずメンバーに何かテーマがあるかという問いかけをした上で、正副委員長一任という形になっている。</p>
<p>副部会長</p>	<p>委員長、副委員長は、一応提案者にはなるが、委員がどういう勉強をしたいかという点をしっかり押さえて実施していると思う。</p>
<p>A 委員</p>	<p>人数について、「又は一部」とはどういう意味合いなのか。</p>

事務局長	委員会の視察であり、委員全員で行くのが一番望ましい姿とは思いますが、同じテーマであっても行き先によってそれぞれ特色のある取り組みを行っている。その両方に委員会全員で行くとすると、2泊3日ではとてもおさまらないので、それは2つに分けてそれぞれ必要な視察をしたり、あるいは委員会の中でも、所管事項の中でテーマが1つに絞り切れない複数のテーマがあって、それぞれ捨てがたい部分がある場合に、例えばAというテーマに関心のある委員はAのほうに行く、Bというテーマに関心の高い委員はBのほうに行くといった、委員会の審査の実を上げるような柔軟な対応ができるような形にしておいたほうがいいのではないかという意味合いである。
A 委員	そうなると、委員会の形が相当変わってくる。例えば委員会によっては会派が1人しかいないケースで、委員会視察場所が2つに分かれた場合に、一方には行けない。一概に悪いとまでは言えないと思うが、大きく変わる部分なので、持ち帰りにさせていただきたい。時期と回数に柔軟性を持たせるという点については賛成である。
D 委員	住民から、遊びに行っているんじゃないかという声が上がっている場合もあるということであれば、手続において、根拠規定の中に目的を設けて、目的を明確にするということ念には念を入れておいたほうが、何かあった場合、我々も説明責任あるいは弁明を果たせるのではないか。
事務局長	現在の行政視察の目的が不明確だとは考えていない。当然、委員会の視察テーマを明確にした上で視察をするので、どの土地に行くということははっきりと出ておりますし、報告書にも記載されている。したがって、委員が指摘されたことを盛り込んで書き込むこと自体は否定するものではないが、ただ、事務局から言わせてもらえれば、今の行政視察もしっかり目的に沿った形での視察は行われていると認識している。
部会長	そういう意味では、委員会決定の中できちんとうたう形にすればいいと思う。
F 委員	自分がこれまで参加してきたことであり、食糧費のあり方について指摘してきた経過もあるので、今あえてそうした文言を入れるということは、逆にこれまであたかもおかしかったかのようなことにもなる。委員会での決定過程、それから今後の中身の充実、それは今後全部明らかになり、それによって十分果たせるので、むしろあえてそういう文言を加える必要はないと思う。
G 委員	部会として報告をまとめる際は、本日の協議事項の資料は添付されるのか。
事務局長	文章化はするが、わかりやすくということであれば、添付資料の形でつけることは可能だと思う。
G 委員	文章化する際に、前段で、これまでも公務として、委員会の視察として適正に行われているが、時代の要請や、財政的な要素もあるので、より目的をはっきりさせるということが求められているということを文章の中に入れ込む形でいいのではないか。
部会長	より透明性を高めるためといった点も当然入れることになる。
事務局長	今、G委員のおっしゃる導入部分はおそらく入ってくることになる。続いて、項目ごとに、これまでのやり方に対し、今後は開会中の委員会ですべて決定をしていく方式に変更すべきであるとか、あるいは時期、回数、人数についても柔軟な対応をするためにという視点で書き込んでいく形になろうかと思う。
部会長	皆の意見を集約できるような形で報告書には盛り込んでいきたいと考えている。 今、A委員から、委員全員でなく委員の一部での視察になると、会派から1人しか出て

	<p>ない委員会だと分断されてしまうという指摘があったが、それはほかの会派にも言えることであり、全体に及ぶわけだが、最終的にはそれを持ち寄って、視察に行った先の状況を調べてきたその報告を委員会として行なうので、そういう意味では、委員会で会派から1人だとか、2人出ているからという問題とは直接関係ないのではないか。</p>
F 委員	<p>委員会によってそういうことが必要な場合があれば、2カ所やろうということを委員会で決めればいいことで、あるいは自分がそちらへ行きたいから、分断しないで全員で行きたいと言えばいいので、それほど難しいことではないと思う。</p>
D 委員	<p>委員会の中で役割分担の違いによって全部行けないということがありうるという点をきちんと説明すれば良い。</p>
A 委員	<p>委員会の視察のあり方にかかなり重大な変更を来たすと思うので、会派に持ち帰らせていただきたい。</p>
部会長	<p>それでは、人数については保留とし、次回には結論を出したいと思う。</p> <p>次に、行政視察の準備について。現行制度では、6月ごろから準備をして、5カ月程度要しており、事務局には事務的にも大変負担をかけている面がある。視察先、旅費請求、会費精算については担当書記が行い、残りの移動、食事、宿泊については、専門の旅行業者もいるので、民間業者の力を活用しながら行う方法を提案させていただきたいと思うが、いかがか。</p>
A 委員	<p>こういう視察を旅行業者に任せている議会は幾つかあるのか。</p>
事務局次長	<p>23区の中で何区かあるとは聞いている。</p>
B 委員	<p>どのくらい安くなるかという点が問題になる。事務局の事務負担がどのくらい軽減されるのかという点も大きなポイントになってくると思うが、有志や会派で視察に行くときには、たいてい自分たちでチケットを手配しているのだから、あえて事務局が全部やる必要はないと私は思っている。かえて業者のほうに頼めば、ある程度安いルートを探したりもできると思う。日にち、行き先、目的、人数を議会側として決めれば、あとは業者に頼んで試験的にやってみてもいいのではないか。ことしの改選後の視察で1カ所か2カ所試験的に導入してやってみて、そこで不具合があればまた戻せばいい。</p>
D 委員	<p>業者に委託したとき、相場として手数料等はどのくらい負担しなければならないのか。あるいはサービスの範囲内なのか。</p>
事務局長	<p>ただ単に切符の手配や宿泊場所の確保程度であれば、通常の旅行会社とのやりとりなので、お金はかからないと思われるが今書記が作成している行程表、冊子まで全部つくることになるので、ただでというわけにはいかないのだから、業務委託のような形にならざるを得ない。ただ、その場合の委託料がどのくらいになるかについてはこれから調べたい。</p>
部会長	<p>移動、食事、宿泊の範囲に限定して業者に頼むことで事務局の事務負担は非常に楽になると思われる。</p>
A 委員	<p>安くなるというよりも、どちらかというと高くつくことになる。チケット購入料についても、以前、早目の割引でなくて、割と高い新幹線のチケットを買っていたのはなぜかを聞いたところ、例えば飛行機でも遅刻をする議員がいる。そのときに、遅刻してその飛行機に乗れなくても次の便で行けるような、そういうチケットを買っていると。したがって、どちらかというと高くついているのは我々の問題もある。早割で安くしていけるとは思えない。</p>

	<p>委託した場合の最大のメリットは、議会事務局の手間が省けること。ただ、デメリットもあるのではないかと。この点に関しては、皆すぐ賛成というわけにはいかないのではないかと。</p>
E 委員	<p>相手自治体とのやりとりは変わらないことになる。あくまでもチケットの手配や宿泊施設を探してもらうくらいであり、自分たち有志で視察に行く際と変わらないので、委託料が発生するような作業は頼まなくていいと思う。単純に条件を議会側から提示して、これで手配してほしいと依頼することでいいのではないかと。</p>
B 委員 部会長 議事係主査	<p>餅は餅屋に任せておけばいい。 事務局の負担等について実態はどうか。 委員の日程調整から始まり、相手先とのやりとりを通じて、固まってくると、冊子形式のものを用意し始め、並行して、視察先での宿泊施設、移動手段の手配を四、五カ月かけて進めていく。事務量からいくと、今のような形でお渡ししているのは、ここ五、六年前からくらいで、それ以前はA4の大きさの紙に2都市で2枚ほどに両面でまとめたものをお渡ししていたと聞いており、現在のものと比較すると当時は大分簡素化されていた。</p>
	<p>チケット等の用意については、ご都合があって行かれなくなった、あるいは直前までわからない方がいるときに、キャンセル料が発生することを考えれば直前までチケットの購入を控える方法もあるが、空席がなくなるおそれも一方であるので、出欠についての確答をぎりぎりまで待つことになる。時期を逃すと視察そのものに影響してしまうことも多々あるので、視察が迫ってくればくるほど、ふだん抱えている仕事にプラスして、行政視察の準備に裂く時間は増えてくる。</p>
D 委員	<p>通常の旅行業務の範囲内のものは業者に委託し、視察に伴う固有のもの、これだけは手放せないというものは事務局にお願いするのが良い。</p>
A 委員	<p>会派視察では自分たちですべて手配する。しかし委員会の行政視察の場合は、いろいろな会派の委員がいるので、視察の選定から、冊子の作成、問題意識の設定に至るまで、公平性が必要になる。やはり私は議会事務局の公平な視線で、冊子等をつくっていくというのは大事なことであると思う。議員が自分たちでつくろうとすると、恐らく現在よりも事務局の手間がかかる。</p>
	<p>結局は、移動手段や所要時間、到着時刻等は、議会事務局で作成している。交通手段や宿泊先を決めるのだけ業者が手配をする。ただ、視察参加者に変更があるたびに旅行業者に伝えなくてはいけないので、事務局にとって単なる手間にしかならないのではないかと強く感じる。</p>
G 委員	<p>現在はインターネットも普及しており、常に時間のみ確認するための、A4・2枚程度のもので構わないのではないかと。相手先自治体の行政情報はいつでも取得できるので、インターネット等を余り使わない方には、委員会としてプリントアウトしたものを何部か用意して渡す。冊子にそんなに手間暇かけることは要らないのではないかと。</p>
D 委員	<p>旅行業者に任せるかどうかについては、1人、2人ならサービスは低下する可能性はあるが、10名以上の団体であれば、当然業者は親切丁寧にやってくれる範囲内だと私は判断しているので、業者に委託して構わない。 ただ、心配するのは、キャンセルする議員が早目にしてもらわないと皆に迷惑がかかるので、きちんと対応しないといけない。</p>

C 委員	<p>移動、食事、宿泊を、直接例えば議会事務局がJRに行って購入するのではなく、パッケージで代理店にお願いするかどうか。基本的には、そうしたほうが手間暇も含めて安くなるケースもあるだろうし、一方で、例えば日帰りで行ったり、近隣の視察場所に行くこともあり得るので、そういう場合は直接買えばいい。状況に応じて、旅行者を活用したほうがいいのであれば旅行者を活用して、直接したほうがいいのであれば直接するというので、柔軟に考えればいいのではないか。</p>
議事係主査	<p>実態としては、移動運賃、宿泊について、すべて事務局でやろうと思えば確かにできる。宿泊料はインターネットを通じて予約したほうが、旅行者を通じてよりも安くなるケースが多い。</p> <p>ただ、移動については、チケットを買うことはできたとしても、まとまった席で取れるかどうかを考えると、業者に任せたほうが安心できる。宿泊も合わせて金額を提示してもらい、その中から選択する方法は可能と思う。</p>
部会長	<p>値段的には業者に任せたことで高い安いということが当然あると思うが、それよりも目的は、事務局がそれだけ負っている負担をできるだけ軽くして、本来の事務局としての仕事をやっていただくということが主眼にある。</p>
A 委員	<p>場合によって旅行者にしたほうが手間暇省けて安くなる場合だけでなく、若干高くても、職員がする場合のランニングコストや費用対効果から見て、業者のほうがいいとなれば、その判断に任せることでいいのではないか。</p>
D 委員	<p>事務局の負担軽減とコストの面の両方を勘案してやっていただく。必要に応じて旅行者の活用を図ることとし、事務局の判断に任せればいい。</p>
部会長	<p>現在の冊子にしても、あそこまでは要らない。本来は我々議員がそういう準備をしなければいけないし、もうそういう時代でもないと思う。</p>
F 委員	<p>一律旅行者の活用ということには反対する。本来委員会が決めて、委員会が視察して、準備も含めて委員会がやるべきことを全部事務局にゆだねてきたという点が最大の問題。事前の準備や資料も、委員会の中で持ち回りとする等、できるだけそうした負担は委員会がすべきで、事務局の負担を軽減すべきである。旅行で行く場合と違い、どこを宿泊場所に決めるのか、どこで食事をとるのかは、その視察目的と行程全体の中で判断しなければいけないので、パッケージで旅行会社に一律全部託すということは反対である。冊子にしても現在のような立派なものを時間かけてつくっていただく必要はないと思う。そうした準備を委員会で行うということに集中すべきであって、旅行者を活用するかどうかは事務局の判断でいい。区民の目からしても、同じ旅行者に全部の委員会をお願いすることはどうか。</p>
部会長	<p>いわゆる丸投げのようなことは一切しないことを前提に、必要に応じて旅行者の活用を図るという形でよろしいか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
A 委員	<p>意見として、必要に応じて旅行者を事務局が活用してもよいということ自体には何ら反対するものでないが、自分たちの視察が今までどうであったのかという点も考えるべきである。視察中の態度や、必要最低限の下調べが不十分なこと等についての反省がない限り、そう簡単に冊子はなくてもいいと言えるものなのか。</p> <p>私も、議員として初めての視察で、その日の委員会の視察が終わったあと、ある委員に</p>

	連れられて、これからが視察だと言われて、視察先のまちを歩いたことがある。実際のまちの歴史やまちなみを見ると、あらためて視察と結びつくことを認識した。私はあの冊子はむしろ有益だった面もあるのではないかと思う。
部会長	そういう人は、しおりがあっても見ない。
G委員	要らないと言っているのではなく、苦勞もわかるし、意義はすごくあるとも思うが、皆自立しているので労を費やしてまでは必要ないという意味である。
部会長	当然それぞれの議員は区民に負託されて議員になっており、しかも、その委員会に所属して視察という目的を持って行くので、A委員が指摘されたような委員がもしいるとすれば、委員会の中でも、また会派の幹事長からもそういうことがないように私からお願いしておく。
	それでは、準備の件では、移動、食事、宿泊については、必要に応じて委員会として旅行業者の活用も図っていくという形で結論を出したいと思うが、よろしいか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
部会長	次に、同行者と随行者について。今までは所管部長が1名同行し、事務局職員は2名随行しているやり方について、ご意見を。
G委員	ケース・バイ・ケースだと思うが、無事に行って帰って来られるかどうかという点と、委員会の中で役割分担してやれるかどうかという点で若干不安があるので、事務局から1名はついてきていただけるとありがたい。ただ、今のように義務的に部長と事務局2人と3名同行という形にこだわる必要はない。
部会長 議事係主査	今まで行ったことによるいろいろな負担はあると思うが、事務局としてはどうか。 一步外に出て相手先の議会といろいろなやりとりを通じて、あるいは現地で皆さんと施策等の説明をお聞きすれば、杉並と違うということが前提なので、その意味では非常に勉強になる。
	また、随行者として手配をする機会そのものも、役所の仕事としても余り多くはないと思われるので、その意味では貴重な経験になっていると感じている。
B委員	随行者の事務局職員は必要である。やはりスタッフは最低2人いないと、連絡のとり合いもしなければいけない。例えば遅刻してきた場合の対応をもう1人がすることもあるので、最低限2人は必要だと思う。
	同行部長に関しては、必要があると判断すればということではないか。
D委員	私もB委員と同じである。
C委員	私も同じである。
F委員	同行部長は、行政視察の中身について、共有してもらうことも必要だと思う。区で施策を実現していく場合の知識、情報という点でも、そうしていただきたい。
E委員	B委員と同様、同行者が参加するかどうかはテーマによって任意でよい。 随行を経験した立場から言うと、事務局がいてくれたほうがスムーズに回るということは重々理解できる。一方、事務局職員が随行せず、議員だけで行くのは確かに大変ではあるが、経験という意味ではあってもよいと思う。
A委員	行政として、議会事務局が随行することは、スキルアップという点でも、委員会担当書記としての大事な業務の1つではないかと感じている。本当に自立した委員会ということであれば、ゼロということもあり得る。どちらにもメリット、デメリットを感じる。

副 部 会 長	<p>しかし、随行するとすれば、どんなに旅行業者の活用を図ったとしても、最大のところでの労力は結局必要となるので、ほとんど負担軽減にはならないのではないかと。</p> <p>私も随行者はいたほうが安心かと思う。何が起るかわからないというのは常にあり、公費を使つての視察であるので、万全を期したい。</p>
D 委 員	<p>経験から申し上げますと、議員にもいろいろなタイプがいる。それから社会的訓練、組織的な活動が乏しい面があるので、何が起きるかわからない。緊急事態が発生したとき、事務局がいないと、連絡や手配の面で、大変な問題が出てくる。したがって、ゼロということとはあり得ない。</p>
A 委 員	<p>もう1つの側面は、事務局も視察に行くことが出来、見聞を広めて、職員の人材育成につながっている。したがって随行をお願いしたいと思う。</p>
部 会 長	<p>同行者についてはどうか。</p>
議事係主査	<p>委員会の所管部長として、当然区を代表して来て、同じところを見ることになる。</p>
部 会 長	<p>杉並に視察に来る各自治体の議会の委員会視察の例としては、委員会の場合には事務局職員のみ随行するケースが多く、同行部長が見えることは多くはないと聞いている。東京は交通機関が発達しているの、単純な比較はできないが、議員だけで来たケースもあると聞いている。</p>
部 会 長	<p>それぞれ自治体議会によって、意識の持ち方や体制も違うので対応も異なると思うが、杉並区議会としては所管部長も一緒に行っていただき、そこで相手の自治体のこともわかってもらうと同時に、委員との間で普段とは異なる対話もすることができる。同行者、随行者は現行どおり必要ということで集約できれば、部会としてそのように報告したいが、よろしいか。</p>
部 会 長	<p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
部 会 長	<p>次に、3日目の位置づけについて。あらためて3日目のあり方についてご意見をいただきたい。</p>
事務局次長	<p>旅費に関する考え方のマニュアルとして、旅費の手引きを職員課が作成している。その考え方によると、非常に微妙な問題が含まれており、現行の3日目の視察については、委員会の中で決定して行われる視察という形式を現在のところとっていないため、委員ごとにまちまちとなっている。</p>
部 会 長	<p>職員の旅費の手引きなどによれば、例えば2日目の視察日程が終了し、午後10時までに自宅に帰れないような場合にはその日の宿泊を認める扱いになっている。</p>
部 会 長	<p>例えば神戸市に視察に行き、そこが2日目の最後の視察の都市であって、本来は3日目は神戸市から自由視察で九州の福岡へ行って視察をしたいという場合、これは委員会の延長線上の視察ではなくて、個人の責任のもとでの視察ということになる。神戸から東京に帰ってくる間であれば、どこの都市を視察してもいいということか。</p>
事務局次長	<p>3日目の視察についても委員会決定があれば、公務日程として考えられる。</p>
部 会 長	<p>帰路の経路を離ればもはや委員会としての視察ではなく、事故が起きたときも当然個人の責任になる、旅費も個人として払ってもらわなくてはいけない。</p>
事務局次長	<p>個人の旅費の扱いとなると、当然公務として考えられなくなるので、何かあった場合に公務災害の適用にはならない。</p>
D 委 員	<p>3日目について実態はどうなっているのか。</p>

部会長 事務局次長	<p>本来は、委員会として行って、委員会として全員一緒に帰ってくることになる。</p> <p>この間、3日目のあり方について職員課にも担当レベルで問い合わせをしており、議員の視察についても規定上は職員の例によるということになっている。今の3日目のあり方については、もう少し調べてみないと結論が出せないといったニュアンスの回答があった。</p> <p>現在の実態としては、委員会によってまちまちであるが、基本的には、委員ごとにそれぞれ周辺自治体を視察しているのが実態だと認識している。</p>
副部会長	<p>3日目の視察があるという理由で、2日目の宿泊費が出ているので、3日目も視察を行うことが前提。現在は3日目自由視察になっているが、少なくともその場合も視察報告書は必要になる。</p>
D委員 事務局次長	<p>確認だが、2日目の場合、10時までに帰れるなら帰れということなのか。</p> <p>厳密に言えば、2日目の視察が終わった時点で、例えばそのまま直帰をすれば10時までに帰れるということであれば、視察の役割はもう終わっているのだから、基本的にはそこで帰ってくるのが本来の姿である。ただ、今の行政視察のあり方は、2泊目までは委員会としてテーマを定めておいて、3日目は、それぞれの委員がテーマを定めて視察をして帰るという形になっているので、当然2日目も泊まるのが前提になっている。</p>
B委員	<p>2日目に帰ろうが、3日目に帰ろうが、同じところから帰るとすれば、帰路の運賃は変わらない。宿泊費だけが余分にかかるということになると、あとはその差額分ということになるのか。</p>
事務局次長	<p>職員の例の考え方によると、行程から外れた時点でもう公務ではなくなってしまうので、そこからは私用になってしまい、公務出張扱いではなくなってしまう。そうすると、外れた以降の行程はすべて私用扱いになってしまい、差額という考え方がとれない。</p>
G委員 事務局次長	<p>行政視察の終了の仕切りはどの時点になるのか。3日目に視察を行い、羽田空港で終わりとなるのか、2日目の行政視察が終わった時点なのか。</p> <p>委員会決定方式の場合には、決定の中で、どこで終わりにするかを決めていただかなければいけない。基本的に、現在帰りの運賃まで視察として出されているのは、結局、東京に帰ってきてその時点で委員会視察が終了するという前提にしているのだから、現地で終了して、ではこれからはもう自由行動という形になってしまうと、そこからはプライベートなものになる。</p>
部会長	<p>3日目午前中に委員会として何か視察をして帰ってくるならいいと思う。</p>
D委員	<p>都内視察をするとき、ぎりぎりまで委員長は公務を終了しないと公務災害の適用にならないと先輩議員に教えられてきたが、同じ考えではないか。</p>
A委員	<p>例えば、3日目自由視察をし、その後、田舎が近いのでそのまま帰省したいなどというケースは、区民から全く理解を得られないのではないかと。2日目の視察先に戻って、自ら直接職員に聞いたり、まちを歩くなど、自由視察の価値はあると思っている。個人的な意見として、3日目を自由視察にして、帰りの集合時間を定めて皆で帰る方法が理想だが、議会事務局はかえって大変になると思う。</p>
部会長	<p>ただ、委員会としてまず視察目的を設定し、それに応じた日程を組んでいるので、本来は全員が一緒に行動して帰ってくるのが視察のあり方である。これまでどおり自由視察とするか、委員会全体での視察を3日目も行うべきか、2日目の夜10時までに帰ってこれるならば帰ってくるかとするのか、ご意見を。</p>

B 委 員	視察場所にもよる。帰ってこられる場所なのかどうか。
G 委 員	今は交通の時間がかなり短縮されているので、長距離でも帰ってこれなくもない。しかし、2日目に泊まるために3日目を組まなければいけないという逆の発想になってしまうと本末転倒。委員会の全体視察として3日目も組むのは、事務局の負担も相当ではないかと思う。
A 委 員	自由視察も大事だと思うが、2日目の視察が終わった後、他の会派の委員と、視察について感想を述べ合うことも、色々な見方があることを知り、勉強になる。 3日目の帰路のチケットは、集合時間を定めると議会事務局職員の負担が大きいので、チケット自体を午後何時以降発のものに限定し、それよりも早く帰る場合には自ら手続きしてもらうことは可能ではないか。 自由視察を行った委員は個人レポートを提出したらどうか。
部 会 長	レポートは当然と思う。
B 委 員	原則は、2日目の視察が終われば、そこで終了。3日目に自由視察をする委員は、泊まりの宿泊代は自費で泊まってもらうが、交通費は出してもらうということにすればいいのではないか。自費で2日目に泊まっていく、そういった選択制は不可能なのか。
事 務 局 長	あくまでも旅費の考え方からすると、自由視察でも、宿泊地の都市の中で動いて、その結果帰りの時間がまちまちになるというのであればまだ可能と思われるが、例えば隣の市や離れた市に行く場合は、宿泊地から他の市に離れた時点で私的な旅行になってしまうので、そこから先は自己責任の世界であって、帰りの旅費まですべて自分で負担をしてもらう。その場合、宿泊地から東京まで帰る部分の旅費も返してもらうことになる。
部 会 長	この3日目の位置づけについては、委員全員か一部かということとあわせて、次回部会でも協議していただく。
部 会 長	《アンケートの提出時期について》 提出期限は約1か月後の4月23日金曜日とさせていただきます。
部 会 長	〔次回日程調整〕 閉会する。
	(午後 4時16分 閉会)